

○足利市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例施行規則

平成7年12月25日規則第53号

足利市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足利市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例（平成7年足利市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(自動販売機)

第2条 条例第2条第6号に規定する規則で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

- (1) 工場、事務所等の敷地に設置し、当該関係者以外の者が利用できない自動販売機
- (2) 建物の内部に設置し、当該建物に立ち入らなければ利用できない自動販売機
- (3) その他市長が空き缶等のポイ捨てのおそれがないと認める場所に設置された自動販売機

(回収容器)

第3条 条例第5条第2項に規定する回収容器は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 容積は、空き缶等のポイ捨てを防止するために十分な大きさであること。
- (3) 缶、瓶及び燃えるものの表示があること。

(勧告)

第4条 条例第9条に規定する勧告は、勧告書（別記様式第1号）により行うものとする。

(命令)

第5条 条例第10条第1項に規定する命令は、勧告履行命令書（別記様式第2号）により行うものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第3号）とする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(表)

第 年 月 日
号

勸 告 書

住 所
氏 名(名称及び代表者名) 様

足利市長



あなたは、足利市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例第5条第2項の規定に違反している
ので、同条例第9条の規定に基づき、次のとおり必要な措置を講ずるよう勧告します。

記

1 違反の状況

2 必要な措置の内容

3 期 限

年 月 日まで

(裏)

(参考)

足利市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例抜粋

(事業者の責務)

第5条 事業者は、ポイ捨てを防止するため、市民に対する啓発、空き缶等の再利用の促進に努めるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者のうち容器に収納した飲料を自動販売機により販売する者は、規則で定める回収容器を自動販売機の設置場所から5メートル以内の位置に設置するとともに当該回収容器を適正に管理しなければならない。

(勧告)

第9条 市長は、事業者が第5条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(表)

第 年 月 日
号

勸告履行命令書

住 所
氏 名(名称及び代表者名) 様

足利市長



足利市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例第9条の規定に基づき 年 月 日
付第 号で必要な措置を講ずるよう勸告したが、この勸告に従わなかったので、同条例
第10条第1項の規定に基づき、措置を講ずるよう命令します。

記

1 違反の状況

2 必要な措置の内容

3 期 限

年 月 日まで

(裏)

(参考)

足利市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例抜粋

(勧告)

第9条 市長は、事業者が第5条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に対し、期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

2 市長又は市長の指定する職員(以下「指定職員」という。)は、第6条の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復を命令することができる。

(罰則)

第12条 第7条に規定するポイ捨て防止重点区域内において、第10条第1項の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

2 第7条に規定するポイ捨て防止重点区域内において、第10条第2項の規定による命令に違反した者は、30,000円以下の罰金に処する。

(表)

8.5センチメートル		5.5センチメートル
身分証明書		
職名及び氏名		
年	月	日生
年	月	日発行
足利市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例第10条第2項に規定する指定職員であることを証明する。		
足利市長		印

(裏)

8.5センチメートル		5.5センチメートル
足利市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例抜粋		
(命令)		
第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に対し、期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。		
2 市長又は市長の指定する職員(以下「指定職員」という。)は、第6条の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は現状回復を命令することができる。		
(立入調査等)		
第11条 市長は、空き缶等のポイ捨てを防止するため、必要があると認めるときは、指定職員に、その土地に立ち入らせ、空き缶等のポイ捨ての状況、回収容器の設置及び適正な管理並びに自動販売機の設置について調査及び指導をさせることができる。		
2 前項の規定による立入調査をする指定職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。		
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。		